

令和 7 年 度
府 営 住 宅 用 地 活 用 事 業
一 般 競 争 入 札 （ 第 2 回 ）
実 施 要 領

入札に参加するには、事前の申込みが必要です。

〈申込み受付期間（電子メールのみ）〉

令和 7 年 12 月 4 日（木）午前 10 時 00 分から
12 月 5 日（金）午後 5 時 00 分まで

〈送付先〉

jutakukeiei-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp

〈入札および開札の日時〉

物件番号 1：令和 7 年 12 月 9 日（火）午前 10 時 30 分入札開始
入札開始時刻の 30 分前より受付

〈入札および開札の場所〉

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）
50 階 迎賓会議室

入札に参加を希望される方は、この実施要領をよくお読みいただき、
内容を十分に把握した上でご参加ください。

大阪府 都市整備部 住宅建築局
住宅経営室 施設保全課

日 程

入札の公告

入札実施要領の公表

令和7年10月29日（水）

○入札実施要領は以下のホームページに掲載します。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130230/yo-chikatsuyo/r7-2.html>



現 地 開 放

令和7年11月6日（木）

物件番号1：午前10時00分～10時30分

○事業用地の現地を開放します。



質 疑 応 答

＜電子メールで受付＞

令和7年11月11日（火）受付

令和7年11月21日（金）回答

○質疑は以下の電子メールでお申し込みください。

jutakukeiei-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp

○回答は以下のホームページに掲載します。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130230/yo-chikatsuyo/r7-2.html>



入札保証金納付書・領収証書の配布受付

＜郵送で受付＞

令和7年11月13日（木）から

令和7年11月17日（月）まで

○入札保証金の納付に必要な大阪府所定の納付書を郵送により入手してください。

○入札保証金は、この要領で指定された期間に納付してください。



入札参加申込みの受付

＜電子メールで受付＞

令和7年12月4日（木）

令和7年12月5日（金）

○入札参加書、誓約書及び入札参加資格を確認するための書類を以下の電子メールでお申し込みください。

jutakukeiei-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp



入札及び落札者の決定

令和7年12月9日（火）

※入札開始時刻の30分前より受付開始

物件番号1：午前10時30分入札開始

○あらかじめ金融機関で入札保証金を納付のうえ、入札に参加してください。

○入札締切り後、入札者の面前で開札し、落札者を決定します。

○入札開始時間になると、入札室を閉鎖しますので、必ずそれまでにお越しください。



土地利用条件への適合確認

令和7年12月23日（火）まで

○落札後、土地利用計画図等を大阪府へ提出してください。基本的な事項について適合していることを確認します。



土地売買契約の締結

令和8年1月15日（木）まで

※契約締結日は落札者と調整のうえ決定

○土地売買契約の締結と同時に売買代金を支払ってください（入札保証金は、売買代金に充当できません）。

○土地売買契約の締結をもって現状有姿で事業用地を引渡します。



所有権の移転登記

○売買代金の支払いを確認した後、所有権移転登記を行います。

目 次

1	入札への参加及び土地売買契約の締結にあたって	1
2	事業用地一覧	2
3	土地利用条件	3
4	申込みから土地売買契約の締結まで	6
4-1	入札参加資格	7
4-2	現地開放	9
4-3	質疑応答	9
4-4	入札保証金納付書・領収証書の配布受付	9
4-5	入札保証金の納付	10
4-6	入札参加申込みの受付	13
4-7	入札及び落札者の決定	14
4-8	土地利用条件への適合確認	16
4-9	土地売買契約の締結に必要な書類の提出及び個人情報の収集・提供	17
4-10	土地売買契約の締結	17
4-11	買戻特約の解除	18
4-12	その他の注意事項	18
5	物件調書	20
6	府有財産売買契約書（案）	31
7	提出書類の様式・記入例	42
	お問合せ先	巻末

このページは空白です。

1 入札への参加及び土地売買契約の締結にあたって

この条件付土地売払の入札には、入札参加資格を満たす必要があることに加えて、落札した後、事業者として事業用地の土地利用条件に適合させた宅地開発、建築物の建築及び販売や運営を行わなければなりません。

そのために、落札者は、土地売買契約の締結に先立ち、土地利用計画図など基本的な事項を記した書面を所定の期日内に提出し、大阪府による条件の適合状況の確認を受けることとなります。また、土地売買契約の締結後も、計画に沿った宅地開発及び建築物の建築を行っていることを適時、報告しなければなりません。

本入札の趣旨、内容を十分理解したうえでご参加ください。

2 事業用地一覧

物件 番号	事業用地 名 称	事業用地 の所在地	地目	数 量	用途地域等 (建蔽率／容積率)	最低売却 価 格
1	堺宮園 住宅用地	堺市中区 宮園町15番17	宅地	2,366.83 m ²	近隣商業地域 (80％／300％)、 第一種中高層 住居専用地域 (60％／200％)、 準防火地域、 高度地区（第二種）	331,356,000 円

3 土地利用条件

事業用地の開発にあたっては、良好な住まいとまちづくりを実現するために、周辺環境と調和の取れた景観の形成、環境やバリアフリー、防犯・防災等の安全などに配慮するとともに、以下について遵守しなければならない。

(1) 用途等

ア 建築物の用途は、当該地の用途地域に建築できるもののうち、以下の(ア)から(キ)のいずれか(複数の用途による複合可)とすること。

(ア) ファミリー向け住戸を中心とした共同住宅

各戸の専有面積が40㎡以上であり、55㎡以上でかつ居室が2以上のものが全体戸数の5割以上であること。

(イ) 分譲戸建て住宅

(ウ) 介護保険法第8条に規定する居宅サービス事業又は同法第8条の2に規定する介護予防サービス事業を提供する訪問介護、デイケア、ショートステイ等の福祉施設

(エ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第2項から第7項に規定する保育所等の施設

(オ) 衣料品、食料品、日用品等の物品販売を行う小売店舗

(カ) 医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設

(キ) 飲食店

イ ZEH水準の省エネ住宅（共同住宅の場合はZEH-M Oriented、戸建て住宅の場合はZEH Orientedに求められる基準以上）とすること。

(2) 工事に関する事項

工事に際しては、関連法規をはじめ以下の事項を遵守すること。

ア 工事に先立ち、計画内容等の地元説明を行うとともに、工事中の現場対応のため責任者と連絡先を明記した工事管理体制表を作成すること。

イ 工事中は、特に騒音、振動を抑えるよう配慮して作業を行い、万一、周辺の家屋等に損害を与えた場合は、補償等の適切な対応を行うこと。

ウ 事業用地に近接する小学校、保育所等には、工事にあたって事前に説明を行うこと。また、工事車両の通行等にあたっては、十分な安全対策を講じるとともに、歩行者を優先して交通誘導を行うこと。工事車両が集中しないよう配慮すること。

(3) その他

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく性能表示について、住宅購入者に制度の内容を説明し、購入者の希望に応じて、指定住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けること。

- イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）等の関連法規並びに堺市開発行為等の手続に関する条例や堺市宅地開発等に関する指導基準のほか、大阪府や堺市の各種条例・要綱等を遵守すること。
- ウ 事業用地の開発にあたっては、都市計画法第29条の規定に基づき開発行為の許可を受けること。
- エ 事業用地の西側に隣接する宮園交番の北側にある三角形の敷地は府有地であり、事業用地の売買契約後も大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室が継続して財産管理を行う必要があるため、落札者の負担により、三角形の敷地にネットフェンスを新設（三角形の敷地の東側に進入防止のネットフェンス：H＝約1.8m、L＝約3m）及び改修（三角形の敷地の北側に門扉：H＝約1.8m、W＝約1m、南京錠とも）すること。なお、詳細については、大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課と協議すること。
- オ 事業用地の西側に隣接する宮園交番の南側にある三角形の敷地は府有地であり、事業用地の売買契約後も大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室が継続して財産管理を行う必要があるため、落札者の負担により、三角形の敷地にネットフェンスを新設（三角形の敷地の南側に進入防止のネットフェンス：H＝約1.8m、L＝約10m）及び改修（三角形の敷地の西側に門扉：H＝約1.8m、W＝約1m、南京錠とも）すること。なお、詳細については、大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課と協議すること。
- カ 落札者の土地利用計画図の提出にあつては、事前に堺市開発調整部建築安全課並びに宅地安全課及び堺市建設局土木部土木監理課ほか関係者と協議したうえで作成したものとする。

4 申込みから土地売買契約の締結まで

4-1 入札参加資格

- (1) 入札には、個人、法人を問わず参加していただけます。なお、落札された場合は、入札書の入札者欄に記載された方が土地売買契約における買受人となります。
- (2) 入札には、2者以上が共同で参加することもできます。2者以上での所有権の共有を予定している場合、必ず共有予定者の連名でお申込みください。共有予定者の連名で申込む場合、入札書の入札者欄に記載された方が代表して入札手続を行っていただくことになります。詳しくは、4-6の「共同入札について」をご参照ください。
- (3) 入札への参加は、単独・共同の別を問わず1者1参加とし、重複して参加することはできません。
- (4) 次のアからサまでのいずれかに該当する方は入札に参加することができません。(共有予定者を含む。)

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者又は営業の許可を得ていても入札、契約行為について制限されている未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産法（昭和22年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号、並びに大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号に規定する者

ケ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当する者

コ 大阪府と締結した土地売買契約における違約金の完納の日から6か月を経過しない者

サ 大阪府が実施した府営住宅用地の売却にかかる入札において落札しながら契約を締結しなかった者で、当該入札の契約締結期限の日から6か月を経過しない者

(5) 入札参加の申込みの日から入札の日までの期間において、次のアからオのいずれにも該当するものであること。

ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

イ 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の免許を受けている者であること。
なお、共同で入札に参加する場合については、入札に参加する者いずれかがこの要件を満たせばよい。

ウ 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 65 条第 2 項又は第 4 項の規定による業務の停止命令を受けた者でないこと。

エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の登録を受けている者にあつては、同法第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖の命令を受けた者でないこと。

オ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けている者にあつては、同法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業の停止命令を受けた者でないこと。

(6) 入札公告の日から入札の日までの期間において、次のアからエのいずれにも該当しないものであること。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者

イ 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

ウ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者、又は同条第 2 項に該当すると認められる者

エ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（入札公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を全額納付した者を除く。）

4-2 現地開放

(1) 日時

物件番号 1	堺宮園住宅用地	令和 7 年 11 月 6 日（木）午前 10 時 00 分～午前 10 時 30 分
--------	---------	---

(2) 場所 事業用地の現地（物件番号 1：P.24 参照）

(3) 注意点

- ア 説明会はいきませんので、必ず各自で現場の確認・調査をしてください。
- イ 調査・確認される際は、地域住民の迷惑にならないよう、ご配慮ください。
- ウ 駐車場は設けておりません。電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

4-3 質疑応答

(1) 受付日時 令和 7 年 11 月 11 日（火）午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

(2) 回答日時 令和 7 年 11 月 21 日（金）午後 3 時から

(3) 受付方法

質疑は電子メールで提出してください。

提出先：jutakukeiei-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp

電子メールの件名は『【堺宮園住宅用地】入札質疑について』としてください。受信後、着信した旨のメールを返信します。受付当日の午後 5 時 30 分までに返信メールが届かない場合は、お問合せください。（お問合せ先は巻末参照）

(4) 回答方法

回答は、以下 URL のホームページに掲載します。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130230/yochikatsuyo/r7-2.html>

(5) 注意点

- ア 質疑書は、この実施要領に添付している様式（P.43）を使用してください。なお、記名等が無いものにはお答えできません。
- イ 質疑回答書は土地売払にあたっての条件の一部となります。

4-4 入札保証金納付書・領収証書の配布受付

入札に参加するためには、あらかじめ府税及び公金収納金の収納取扱金融機関（P.11 参照）にて、大阪府所定の納付書（所定事項をすべて記入しておくこと。P.12 記入例参照）により、入札保証金の納付が必要ですので、以下により大阪府所定の納付書を郵送で入手してください。

(1) 郵送の受付期間 令和 7 年 11 月 13 日（木）から令和 7 年 11 月 17 日（月）【必着】まで

(2) 送付先 〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 26 階

大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課資産活用グループ

令和 7 年度府営住宅用地活用事業一般競争入札（第 2 回）担当者あて

※ 返信用封筒（長形 3 号）に返信先（住所、あて名）を記入し、110 円切手を貼付のうえ同封すること。

※ 令和7年11月25日（火）（郵送受付期間の最終日の5営業日後）までに納付書が届かない場合は、お問合せください。（お問合せ先は巻末参照）

4-5 入札保証金の納付

- (1) 納付期間：令和7年12月2日（火）（入札日の5営業日前）以降に納付してください。
- (2) 入札保証金は、入札金額の100分の2以上（円未満切上げ）の額を納付してください。
〔例〕 （入札しようとする金額） （入札保証金）
$$500,000,000 \text{ 円} \quad \times \quad \frac{2}{100} = \quad 10,000,000 \text{ 円以上}$$
- (3) 金融機関にて納付時に交付される領収印押印済みの「納入書・領収証書」の写しを入札保証金届出書に貼付のうえ、入札当日に提出していただきます。
- (4) 入札保証金の納付は入札1件あたり1回限りです。一旦納付した後は追加や変更ができませんのでご注意ください。
- (5) 入札保証金を納付後に入札への参加を中止する場合は、速やかに大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課資産活用グループまでお申出ください。（4-6（4）オ参照）
- (6) 落札者以外の入札保証金は、入札終了後、必要な事務処理期間（約1か月間）を経て、あらかじめ入札者が指定した入札者と同一名義の金融機関の預金口座への振込みにより還付します。
- (7) 落札者の入札保証金は、売買代金に充当することができます。売買代金への充当を希望しない場合は、土地売買契約の締結後に還付します。なお、還付については必要な事務処理期間（約1か月間）を要しますのでご了承ください。
- (8) 入札保証金には、利子は付しません。
- (9) 落札者が落札物件（事業用地）の土地売買契約を締結しないとき（落札後、入札参加資格（P.7・8参照）を有しない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、入札保証金は還付されませんので、ご注意ください。

府税及び公金収納金の収納取扱金融機関一覧

2025年1月1日現在

<国内所在の店舗で納付できる金融機関>		<大阪府内所在の店舗で納付できる金融機関>	
都市銀行 4	第二地方銀行 9	信用金庫 10	農業協同組合 15
りそな銀行	東京スター銀行	信金中央金庫	大阪府信用農業協同組合連合会
三菱UFJ銀行	富山第一銀行	大阪信用金庫	北大阪農業協同組合
三井住友銀行	あいち銀行	大阪厚生信用金庫	高槻市農業協同組合
みずほ銀行	名古屋銀行	大阪シティ信用金庫	茨木市農業協同組合
	みなと銀行	大阪商工信用金庫	大阪北部農業協同組合
	徳島大正銀行	永和信用金庫	大阪泉州農業協同組合
	香川銀行	北おおさか信用金庫	いずみの農業協同組合
	愛媛銀行	枚方信用金庫	堺市農業協同組合
	高知銀行	尼崎信用金庫	大阪南農業協同組合
地方銀行 24		京都信用金庫	大阪中河内農業協同組合
北陸銀行			グリーン大阪農業協同組合
北國銀行			北河内農業協同組合
大垣共立銀行			大阪東部農業協同組合
十六銀行			九個荘農業協同組合
十三三銀行			大阪市農業協同組合
百五銀行			
滋賀銀行	労働金庫 1	信用組合 9	
京都銀行	近畿労働金庫	全国信用協同組合連合会	
関西みらい銀行		大同信用組合	
池田泉州銀行		成協信用組合	
南都銀行		大阪協栄信用組合	
紀陽銀行	その他 4	大阪貯蓄信用組合	
但馬銀行	あおぞら銀行	のぞみ信用組合	
鳥取銀行	SBI新生銀行	大阪府医師信用組合	
山陰合同銀行	PayPay銀行(※)	近畿産業信用組合	
中国銀行	楽天銀行(※)	ミレ信用組合	
山口銀行			
阿波銀行			
百十四銀行			
伊予銀行			
四国銀行			
肥後銀行			
大分銀行			
鹿児島銀行			
		ゆうちょ銀行 1	
		(注)府税収納金のみ取扱い	

(計77法人)

(※)PayPay銀行及び楽天銀行は、口座振替の方法及び日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークを利用した方法(ペイジーマークのある納付書によるもの)により納付ができます。

《入札保証金納付書・領収証書記入例》

「金額」「住所・氏名」「納付日」をそれぞれ3か所に記入の上、金融機関の窓口で振込んでください。

納付書・領収証書											
区分	3	6	年度	4	0	7	5				
受入	6	4	歳入歳出外現金	7	5	7	8				
(款)	9		10 (項)	11		12					
(目)	13		14 (節)	15		16					
金額	20	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百
	73				¥	1	2	3	4	5	0
									0	0	0
									0	0	0
う											
証券金額											
金額を記入してください。「¥」を忘れずに！											
上記の金額を納付します。令和〇年〇月〇日											
取扱課 所 所属コード											
住宅経営室 1 1 7 7 6											
大阪府											

領収控(金融機関保存用)											
区分	3	6	年度	4	0	7	5				
受入	6	4	歳入歳出外現金	7	5	7	8				
(款)	9		10 (項)	11		12					
(目)	13		14 (節)	15		16					
金額	20	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百
	73				¥	1	2	3	4	5	0
									0	0	0
									0	0	0
う											
証券金額											
ただし、令和〇年度府営住宅用地活用事業一般競争入札(第〇回)第〇号物件の入札保証金として											
上記の金額を納付します。令和〇年〇月〇日											
取扱課 (所) 所属コード											
住宅経営室 1 1 7 7 6											
大阪府											

領収控(大阪府送付用)											
区分	3	6	年度	4	0	7	5				
受入	6	4	歳入歳出外現金	7	5	7	8				
(款)	9		10 (項)	11		12					
(目)	13		14 (節)	15		16					
金額	20	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百
	73				¥	1	2	3	4	5	0
									0	0	0
									0	0	0
う											
証券金額											
ただし、令和〇年度府営住宅用地活用事業一般競争入札(第〇回)第〇号物件の入札保証金として											
上記の金額を納付します。令和〇年〇月〇日											
取扱課 (所) 所属コード											
住宅経営室 1 1 7 7 6											
大阪府											

納付書											
納付書番号											
納入者区分											
納入者の登録番号											
納入者住所											
大阪市中央区〇〇町1-2-4											
氏名											
株式会社〇〇不動産											
代表取締役 施保 〇〇 一郎											
納付日											
令和〇年〇月〇日											
金融機関領収印											

納付書											
納付書番号											
納入者区分											
納入者の登録番号											
納入者住所											
大阪市中央区〇〇町1-2-4											
氏名											
株式会社〇〇不動産											
代表取締役 施保 〇〇 一郎											
納付日											
令和〇年〇月〇日											
金融機関領収印											

納付書											
納付書番号											
納入者区分											
納入者の登録番号											
納入者住所											
大阪市中央区〇〇町1-2-4											
氏名											
株式会社〇〇不動産											
代表取締役 施保 〇〇 一郎											
納付日											
令和〇年〇月〇日											
金融機関領収印											

4-6 入札参加申込みの受付

入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。

入札に参加を希望する方は、入札参加資格を確認し、必要書類を作成のうえ所定の日時に電子メールでお申込みください。電子メールの件名は、【令和7年度第2回入札参加申込み】とした後に【参加者名】を記載してください。

必要書類は、この実施要領に添付（後掲）している様式（P.45・53）を使用してください。なお、提出書類はすべてPDF形式とし、1つのファイルにまとめてください。ファイル名は、『【堺宮園住宅用地】入札参加申込みについて』としてください。

単独で入札する場合、共同で入札する場合とも、この参加申込みの名義人を土地売買契約書の買受人とし、不動産登記上の名義人とします。所有権を共有とする場合は、必ず共同でお申込みください。

共同入札について

2人以上が共同で参加する場合（以下「共同入札者」という。）、事業の円滑な実施を期するため、共同入札者のうち1者を落札者の決定に至るまでの事務及び契約締結にかかる一切の債務を代表する代表事業者として定めてください。ただし、土地売買契約にかかる債務は全者が連帯して負うものとします。

共同入札者の変更は、大阪府が支障ないと認める場合に限り、入札日の前日までの間、受付けますが、代表事業者の変更は認められません。なお、入札日以降は共同入札者の変更・追加・辞退は認められません。

（1） 受付日時 令和7年12月4日（木）午前10時00分から12月5日（金）午後5時00分まで

（2） 提出先 jutakukeiei-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp

（3） 必要書類

ア 令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）入札参加書（P.45）

イ 誓約書（P.53）

（4） 注意事項

ア 提出いただいた「入札参加書」に申込みの受付処理を行い、入札時の入札参加書として返信メールにて交付します。令和7年12月5日（金）の午後5時30分までに返信メールが届かない場合は、お問合せください。（お問合せ先は巻末参照）

イ 入札参加書の申込者が入札時の入札者となります。

ウ 入札参加資格を有しない者または入札日までにこの資格を失った者は、入札に参加することができません。

エ 落札者の決定までの間は申込者名、申込者数等は公表いたしません。

オ 申込み後の辞退は可能ですが、速やかに（必ず入札日の前日までに）大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課資産活用グループへ連絡の上、入札保証金の納付がまだであれば入札辞退届（P.55）に、入札保証金の納付が済んでいれば入札辞退届兼入札保証金還付依頼書（P.57）に必要事項を記入の上、電子メールにて届け出てください。（連絡先は、巻末のお問合せ先参照）

カ 申込者が多数の場合、入札会場を変更する場合があります。入札会場を変更する場合は以下 URL のホームページへ掲載します。必ず入札日の前日若しくは当日にご確認ください。
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130230/yochikatsuyo/r7-2.html>

4-7 入札及び落札者の決定

(1) 入札日時

物件番号 1	堺宮園住宅用地	令和 7 年 12 月 9 日 (火) 午前 10 時 00 分受付開始 午前 10 時 30 分受付締切り・入札開始
--------	---------	---

(2) 入札会場 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー) 50階 迎賓会議室(以下「会場」という。)

(3) 注意点

- ア 入札当日の受付は、(1)に記載の受付開始時刻から行い、受付締切り時刻に締切ります。遅れて来られた方は入札に参加することができませんので、お早めにご来場ください。
- イ 全ての申込者の受付が受付締切り時刻前に完了した場合は、その時点で受付を締め切ります。
- ウ 申込者の受付締切り後、執行官の開始の宣言をもって入札を開始します。入札時の会場への入室は、各申込者 1 名までとします。ただし、受付時の会場への入室は各申込者 2 名まで入室することができます。
- エ あらかじめ金融機関にて大阪府所定の納付書により、大阪府が指定する期間に入札保証金の納付を行っていただかないと、入札に参加することができません。
- オ 入札書は所定の様式(P.49)を使用しなければなりません。
- カ 来場には電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。
- キ 申込みを受付けた者であっても、この入札日までの間に入札参加資格を失った者は入札に参加することができません。

(4) 当日持参していただくもの

- ア 令和 7 年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札(第 2 回)入札参加書
申込み受付の処理がなされたもの(P.45)
- イ 入札保証金届出書(P.47)
- ウ 納付書・領収証書(金融機関の領収印押印済みのもの)の原本
- エ 納付書・領収証書(金融機関の領収印押印済みのもの)の写し
入札保証金届出書の裏面に貼付
- オ 入札書(P.49)
- カ 当日参加される方の身分証明書(社員証(写真付)など)又は委任状(P.51)

当日は、各書類等の受渡しやくじ引き(同額での入札があった場合)を行います。これらの行為は、法人の場合は、当該法人に所属する役員又は社員に行っていただきますので、これらの行為を行っていただく方の所属が確認できる社員証(写真付)が必要となります。社員証(写真付)がない場合は、委任状を提出してください。なお、名刺は社員証の代わりになりません。

入札者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証など個人が確認できるもの(写真付)が必要となります。当日、出席できない場合は、これらの行為を行っていただく代理人に対する委任状を提出してください。

入札に当たっての注意事項

- (1) 事業用地の売却価格には予め最低売却価格を設定しており、これを下回る金額の入札書は無効となります。(P. 2「事業用地一覧」参照)
- (2) 入札書には、入札者の住所、氏名(法人の場合は、法人名)を記載してください。
共同入札の場合は代表事業者が作成してください。
- (3) 入札書への金額の記入には、アラビア数字(0、1、2、3…)の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、物件の総額を記入してください。
- (4) 金額欄の記入において使用する通貨単位は、日本国通貨(円)に限ります。
- (5) 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (6) 次のアからセのいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 入札金額が、最低売却価格に達しない入札
 - イ 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
 - ウ 指定の時刻後に入札書を提出した入札
 - エ 所定の入札書によらない入札
 - オ 入札保証金を納付していない者の入札
 - カ 入札金額が入札保証金の50倍を超える入札
 - キ 入札書に必要な記載内容の記載がない入札
 - ク 入札者が1人で2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
 - ケ 共同入札の場合で、代表事業者及びその他の共同入札者がそれぞれ入札した場合、その全部の入札
 - コ 入札金額、入札者の名称その他主要部分が識別し難い入札
 - サ 入札金額を訂正した入札
 - シ 入札に関し、不正な行為(他の者の入札書を覗き見る等)を行った者がした入札
 - ス 電話、又は郵送やメールの送付等、持参以外の方法で提出された入札
 - セ その他、本実施要領に違反した入札

落札者の決定

- (1) 入札締切り後、直ちに開札します。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ア 有効な入札を行った者のうち、入札金額が、大阪府が定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者(その金額を落札金額とします。)
 - イ アに該当する者が2人以上あるときは、開札後直ちに行うくじ引きにより決定します。(この場合、該当者はそれを辞退できません。)入札者が法人の場合は、法人に所属する役員又は社員により、くじを引いていただきます。入札者が個人の場合は、その個人又は代理人(委任状が必要)により、くじを引いていただきます。

くじを引くものについて

○入札者が法人の場合…法人に所属する役員又は社員

○入札者が個人の場合…入札者自身又は代理人（委任状が必要）

ウ 開札の結果、最高入札金額が最低売却価格に達しないときは、再入札は行わず、入札を打ち切ります。

(3) 開札結果は、速やかに大阪府ホームページ等で公表します。また、入札の公平性・透明性確保のため、入札内容（事業用地の所在地、数量、入札者の住所・氏名・入札金額）をホームページ等で公表する予定ですので、参加者はこのことを了承した上で入札に参加してください。

(4) 共同入札により入札に参加された方が落札者となった場合は、速やかに次の事項に関する申立書を提出してください。

ア 落札した事業用地の所有権持分割合

イ 契約金額の負担区分

ウ 入札保証金の充当金額区分又は還付金額区分

エ 登録免許税額の負担区分

本入札にかかる土地売買契約は土地所有権の移転を伴うものであり、共同買受けによる買受け者のうちいずれかの者の共有持分割合を 0 として契約することはできません。

(5) 土地売買契約を締結する権利は落札者のみが有します。落札者と土地売買契約の締結に至らなかった場合でも二番札以降の方と契約することはありません。

4-8 土地利用条件への適合確認

落札者は、この実施要領に定めた土地利用条件の適合状況の確認のため、令和 7 年 12 月 23 日（火）までに以下の提出資料を提出してください。

大阪府による確認の結果、土地利用条件に適合しない部分があった場合は、大阪府からの指摘後 5 営業日以内に適合させなければ契約できません。

なお、土地売買契約の締結後も、開発許可申請時など適時に土地利用計画がこの実施要領に定めた条件に適合することを確認するために必要な図書を提出していただきます。

<提出資料>

(1) 土地利用計画図

土地利用条件に定める施設、附帯施設の配置及び各面積等がわかる図面等

落札者は事業用地の全面を土地利用条件に定める用途に使用しなければなりません。また、用途を住宅にする場合、図面には、ZEH 水準の省エネ住宅であることを明記してください。

(2) 事業スケジュール

土地売買契約の締結以降の開発手続きや埋蔵文化財調査、造成工事、建築工事、住宅販売計画や営業開始等の必要な予定時期を記入したもの

4－9 土地売買契約の締結に必要な書類の提出及び個人情報の収集・提供

- (1) 落札者は、落札後速やかに、次のアからウの書類を提出してください。(共有入札者の場合は共同入札者全員のもの)
- ア 法人履歴事項証明書又は法人現在事項証明書(落札者が個人の場合は住民票(マイナンバーの記載がないものに限る))(発行日より3か月以内のもの)
- イ 印鑑証明書(発行日より3か月以内のもの)
- ウ 役員名簿(住所、氏名、読み仮名、生年月日、性別が分かるもの)(法人のみ)
- (2) 落札者が大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であることを確認するため、大阪府は、同条例第26条第2項の規定に基づき、落札者から提出のあった4－9(1)アからウの資料から収集した個人情報を大阪府警察本部に提供します。

4－10 土地売買契約の締結

- (1) 大阪府と落札者との土地売買契約は、令和8年1月15日(木)までに府有財産売買契約書(案)(P.31～41参照)により締結することとします。なお、土地売買契約の締結日は、落札者と調整のうえ決定します。また、次の点にご注意ください。
- ア 土地売買契約の名義人は、「落札者」名となります。
- イ 共同入札者による落札の場合は、「共同入札者全員」が名義人となり、その変更はできません。
- ウ 落札した場合でも、土地売買契約の締結までに入札参加資格を失った場合は、土地売買契約を締結できないことがあります。これにより落札者に損害が生じても、大阪府はその責任を負いません。
- (2) 締結場所 大阪府 都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 施設保全課 資産活用グループ
(大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)26階(巻末参照))
- (3) 土地売買契約を締結する際には、あらかじめ提出いただいた印鑑証明書に登録されている印鑑(実印)での押印が必要です。
- (4) 落札者は、土地売買契約の締結と同時に、売買代金の全額を支払わなければなりません。
大阪府が発行する納入通知書によりお支払いください。なお、入札保証金は、売買代金に充当できます。
- (5) 落札物件(事業用地)の所有権は、売買代金の全額が支払われたときに移転するものとします。
- (6) 所有権移転登記は、売買代金全額の入金確認後、大阪府が行います。また、所有権移転登記に併せて、買戻特約を登記します。落札者は、登記に必要な書類(登記承諾書及び印鑑証明書等)をあらかじめ大阪府に提出しなければなりません。
- (7) 土地売買契約の締結及び登記に要する費用(印紙税(収入印紙)、登録免許税)は、すべて落札者の負担とします。
- (8) 落札者は、自らが住宅地として開発し宅地の販売を行う、又は開発した宅地に住宅を建設したうえで販売を行うまでは、この落札物件(事業用地)にかかる一切の権利義務を第三者に移転することはできません。

- (9) 落札者が落札物件（事業用地）の土地売買契約を締結しなかった場合、その落札者は、大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課が実施する入札に、今回入札の土地売買契約の締結期限の日（令和8年1月15日（木））から6か月間参加することができません。

4-1-1 買戻特約の解除

- (1) 次のアからウのいずれかに該当する場合は、買戻期間満了前でも、買戻特約を解除することができます。買戻期間満了前に買戻特約を解除する必要がある場合は、以下の(2)に定める書面で大阪府に申請し、承認を受けなければなりません。

- ア 都市計画法第29条に規定する開発許可（以下「開発許可」という。）を受けた開発行為において公共施設の用に供する土地を帰属するとき。
- イ 開発許可にかからない場合にあつて公共施設の用に供する土地について寄付等をするとき。
- ウ 建築基準法第7条の3又は第7条の4の規定に基づく建方工事に係る工程の中間検査合格証（以下「中間検査合格証」という。）の交付を受けたとき。

- (2) 買戻特約の解除を申請する場合の書面は、次のアからカのとおりとします。

- ア 買戻特約解除申請書
- イ 公図（法務局の証明原本）
- ウ 現場状況写真
- エ その他、土地利用条件を満たしていることを確認するために必要な書類
- オ 収入印紙（買戻特約抹消登記に必要な登録免許税額分）
- カ 4-1-1(1)アからウの場合により、次のいずれかの書面
 - 4-1-1(1)アの場合 開発許可の通知の写し、開発許可を受けた際の土地利用計画図、帰属する土地の登記事項全部証明書及び地積測量図
 - 4-1-1(1)イの場合 寄付することを証する書類、寄付する土地の登記事項全部証明書及び地積測量図
 - 4-1-1(1)ウの場合 中間検査合格証の写し

- (3) 大阪府が買戻特約の解除を承認した場合は、買戻特約登記を抹消します。ただし、4-1-1(1)ア又はイに該当する場合にあつては、帰属もしくは寄付等をする土地についてのみ買戻特約を抹消するものとします。

- (4) 買戻特約登記の抹消に要する費用は、すべて申請者の負担とします。

4-1-2 その他の注意事項

- (1) 落札物件（事業用地）の引渡しは、所有権が移転した時をもって、工作物や設備配管などの地下埋設物、その他落札物件（事業用地）に存するものすべてを含め、現状有姿（あるがままの状態）により引き渡したものとします。

- ア 物件調書の記載（図面を含む。）が現状と相違している場合は、現状を優先します。

イ 物件調書に記載した面積その他の事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約を拒み又は代金の減免を請求することはできません。

- (2) 落札者は、落札物件（事業用地）の引渡し後、物件の数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。

ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する「消費者」である場合にあっては、この限りではありません。

消費者契約法（平成12年法律第61号）

第2条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

- (3) 落札物件（事業用地）を利用するにあたっては、公序良俗に反することのないようにしてください。また、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく建築確認や開発許可にあたっては、建築基準法、都市計画法及び大阪府や市町村の条例等により指導がなされる場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。
- (4) 落札物件（事業用地）の隣接土地所有者や地域住民への説明等、落札物件（事業用地）利用に関する調整等については、すべて落札者において行っていただきます。
- (5) 越境物に関する隣接土地所有者等との協議、調整等については、すべて落札者において行っていただきます。
- (6) 落札者が土地売買契約に定める義務を履行しないために大阪府に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (7) 入札参加申込みに際して提出いただいた書類は、申込みを取下げた場合を含めて理由の如何を問わず返却できません。

5 物件調書

- (1) この調書は、入札への参加予定者が事業用地を確認する上での参考資料です。お申込みの前に、必ず現地をご確認ください。
- (2) 最寄り駅からの距離は、駅から事業用地までの概ねの直線距離を表示しています。
- (3) 道路幅員は、原則として現況の幅員を表示していますので、建物の建築等に伴い必要となる道路後退等については、関係機関にご確認ください。
- (4) 土地利用に必要な接道条件（幅員、連続性等）については、関係機関と十分協議してください。
- (5) 各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用にあたっては、各事業者と十分協議してください。

物 件 明 細

物件番号		事業用地名称		堺宮園住宅用地	
1		所 在 地		堺市中区宮園町15番17	
交通機関		泉北高速鉄道「深井駅」から西へ約1 km			
面 積		登 記 簿 : 2,366.83㎡ 実 測 : 2,366.83㎡		地 目	宅地
接面道路の 状況		北側 : 幅員 約 26m (市道八田北深井沢線) 西側 : 幅員 約 16m (一部 約 24m) (市道中深井泉田中線)			
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域			
		用途地域	近隣商業地域、第一種中高層住居専用地域		
		地域地区	準防火地域、高度地区 (第二種)		
		建 蔽 率	80 %・60 %	容 積 率	300 %・200 %
	その他の法令等				
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無		
		負担の内容	—		
供給処理施設の状況	区 分	配管等の状況	照 会 先 及 び 電 話 番 号		
	公営水道	有	堺市上下水道局水道部水運用管理課 072 - 275 - 1126		
	電 気	有	関西電力送配電(株)コンタクトセンター 0800 - 777 - 3081		
	都市ガス	有	大阪ガス(株)導管情報センター 06 - 6202 - 2141		
	公共下水道	有	堺市上下水道局下水道管路部下水道管理課 072 - 250 - 9116		
【留意事項】					
1 既存物を含め、その他、事業用地に存するものすべてを現状有姿で売却しますので、事業用地の引渡しはあるがままの状態です。府営住宅等の撤去工事を平成27年度から令和元年度にかけて行っていますが、残置物等が残存している可能性がありますので、これらを撤去される場合は落札者の責任（費用負担含む）において、関係法令を遵守のうえ適切に実施してください。 2 府営住宅の撤去工事における、杭引抜き工事の記録は、参考図1（P.26）及び参考図2（P.27）を参照ください。また、杭引抜き工事の写真等は、大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室で閲覧できますので、閲覧を希望される場合は、事前にご連絡のうえ日時の予約をお願いします。 なお、杭引抜き工事施工中に破損した杭やその他の残置物等が地中に残っている可能性がありますので、これらを撤去される場合は落札者の責任（費用負担を含む）において関係法令を遵守のうえ適切に実施してください。 （お問合せ先：大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課資産活用グループ 電話：06 - 6210 - 9760）					

3 事業用地にて試掘調査を実施したところ、可能性としては、従前府営住宅の駐車場や車路等の舗装下部の路盤及び路床等が時間の経過等により硬化したと推測されるものが確認されました。

試掘調査の結果は、参考図3（P.28）及び参考資料1（P.29）を参照ください。また、試掘時の写真等は、大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室で閲覧できますので、閲覧を希望される場合は、事前にご連絡のうえ日時の予約をお願いします。

なお、残置物等については、新たに発見される可能性もあるため、その際は落札者の責任（費用負担含む）において、関係法令を遵守のうえ適切に処置してください。

（お問合せ先：大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課資産活用グループ

電話：06 - 6210 - 9760）

4 供給処理施設の状況は、各種台帳等により調査したものです。接続等利用については、落札者において各施設の管理者と協議してください。

5 道路幅員は、原則として現況の幅員を表示しています。土地利用に必要な接道条件（幅員、連続性等）や建物の建築等に伴い必要となる道路後退等については、落札者において関係機関にご確認ください。

6 汚水排水は、事業用地西面には面整備管がありますが、事業用地北面には幹線管のみ敷設されています。堺市による事業用地への新たな污水管布設計画はないため、事業用地北側に排水する場合は、落札者の責任（費用負担含む）において、幹線管までの排水経路を整備する必要があります。詳細については、堺市上下水道局下水道管路部下水道管理課と協議してください。

（お問合せ先：堺市上下水道局下水道管路部下水道管理課 電話：072 - 250 - 9116）

7 事業用地に越境物が発見された場合、その取扱いについては、落札者にて隣接者及び所有者と協議してください。

8 事業用地は、土地造成と利用履歴から人為的な土壤汚染の恐れは考えにくいと、府による土壤調査は実施していません。なお、国土地理院の航空写真によると、本事業用地は府営住宅建設前には耕作地であったと思われます。また、売買契約後、汚染土壤処理基準を超えている土壤が発見され、撤去及び処分等を行われる場合は、落札者の責任（費用負担含む）において、関係法令を遵守のうえ適切に実施してください。

9 事業用地は、宮園遺跡、宮園町東遺跡及び堀上町遺跡に該当するため、土木工事等を行う場合には、着手しようとする日の60日前までに堺市あてに文化財保護法93条の1に基づく届出を提出していただく必要があります。その際に求められる対応も含め、落札者の責任（費用負担含む）において、関係法令を遵守のうえ適切に対応してください。

過去に当該地周辺で大阪府教育委員会又は堺市教育委員会による埋蔵文化財の確認調査や発掘調査が行われた結果、遺構及び遺物が検出されています。

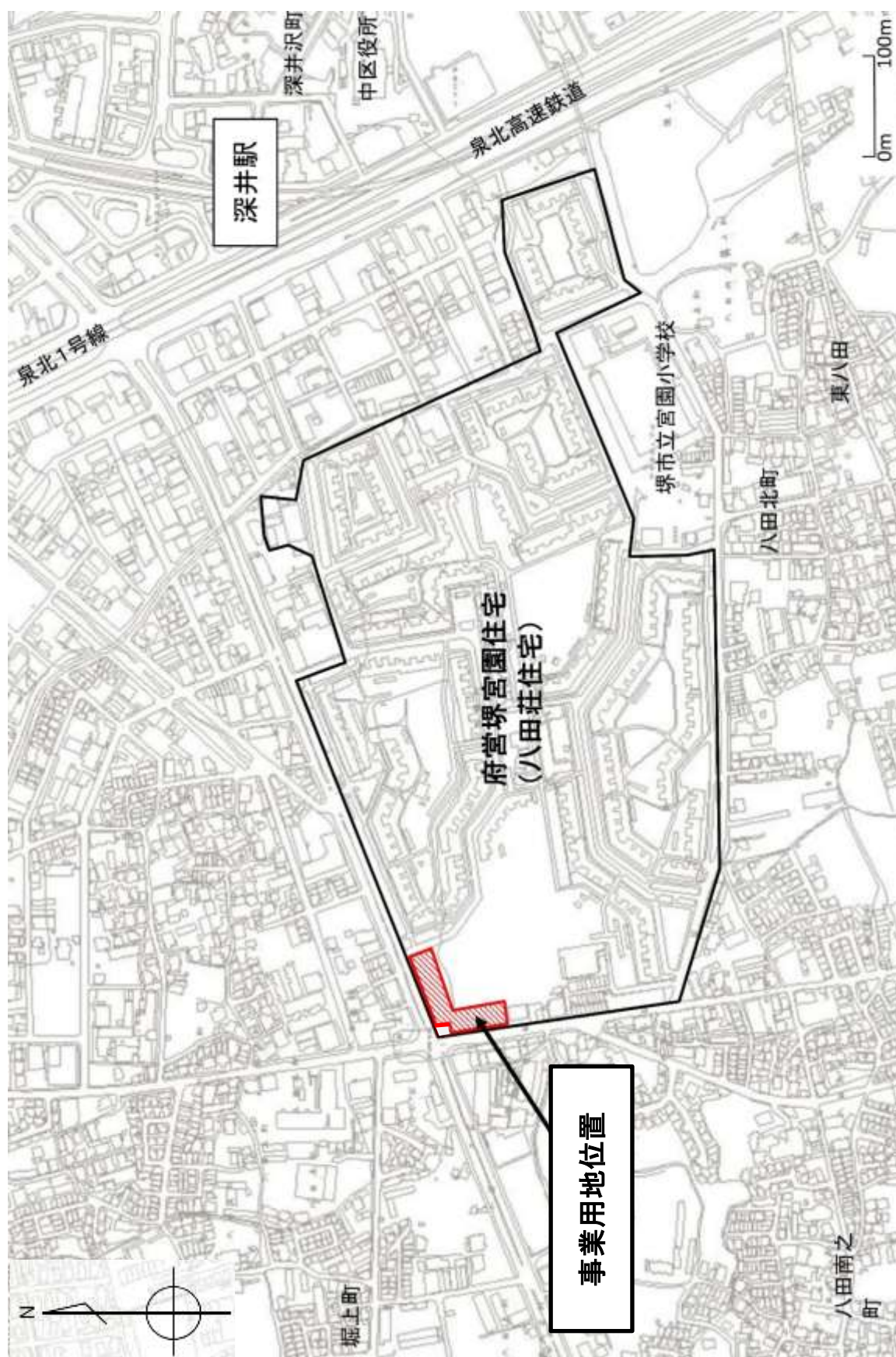
調査結果が掲載された資料冊は、以下URLにて公表されています。詳細については、それぞれの部署に確認してください。

（お問合せ先：大阪府教育庁文化財保護課 電話：072 - 291 - 7401、

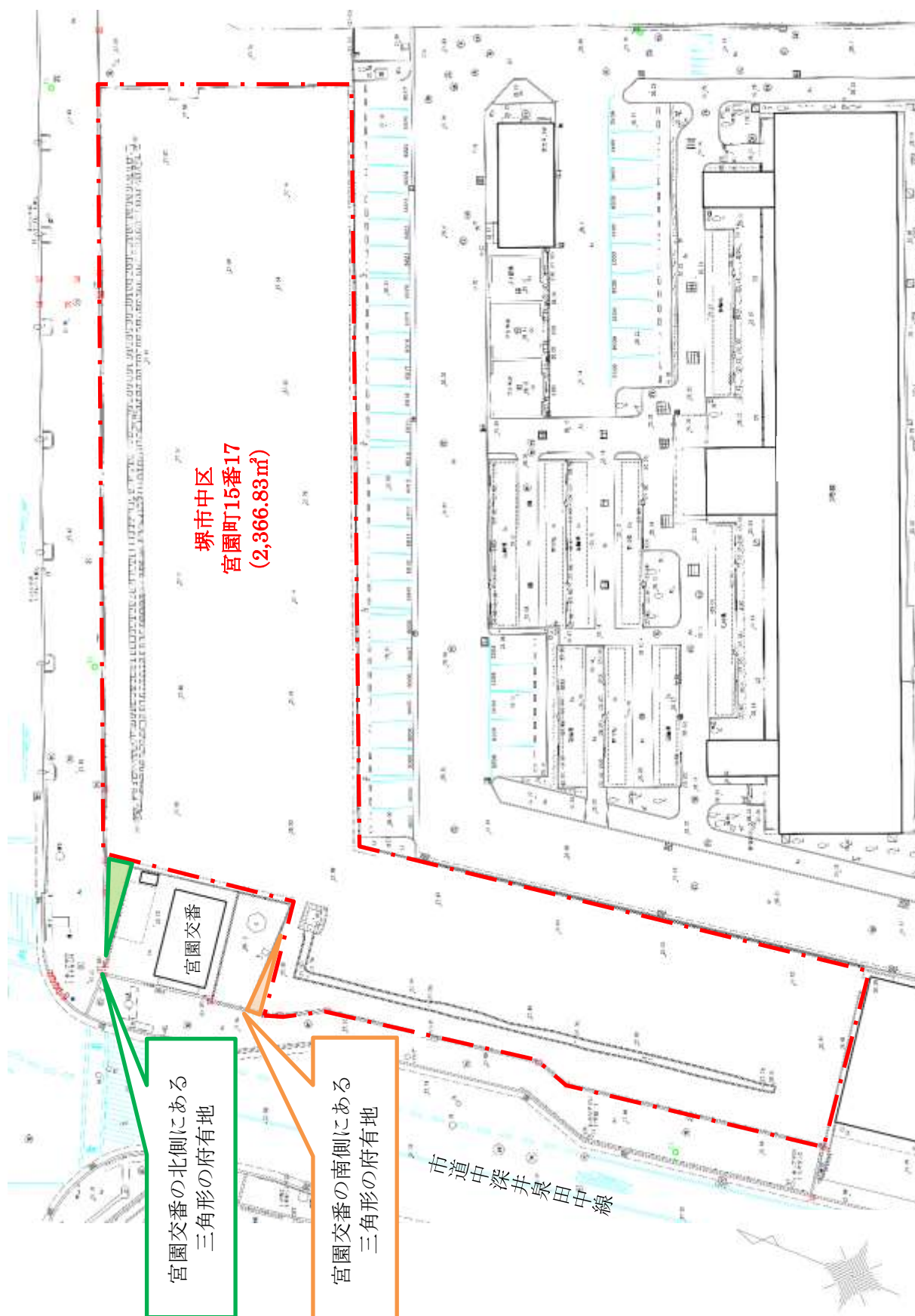
堺市文化観光局歴史遺産活用部文化財課 電話：072 - 228 - 7198）

- ・宮園遺跡① <https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/22996>
- ・宮園遺跡② <https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/62775>
- ・宮園遺跡③ <https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/70695>
- ・宮園遺跡④ <https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/138643>
- ・宮園遺跡⑤ <https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/138647>
- ・宮園町東遺跡 <https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/55194>
- ・堀上町遺跡① <https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/55149>
- ・堀上町遺跡② <https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/55105>

(1) 位置図

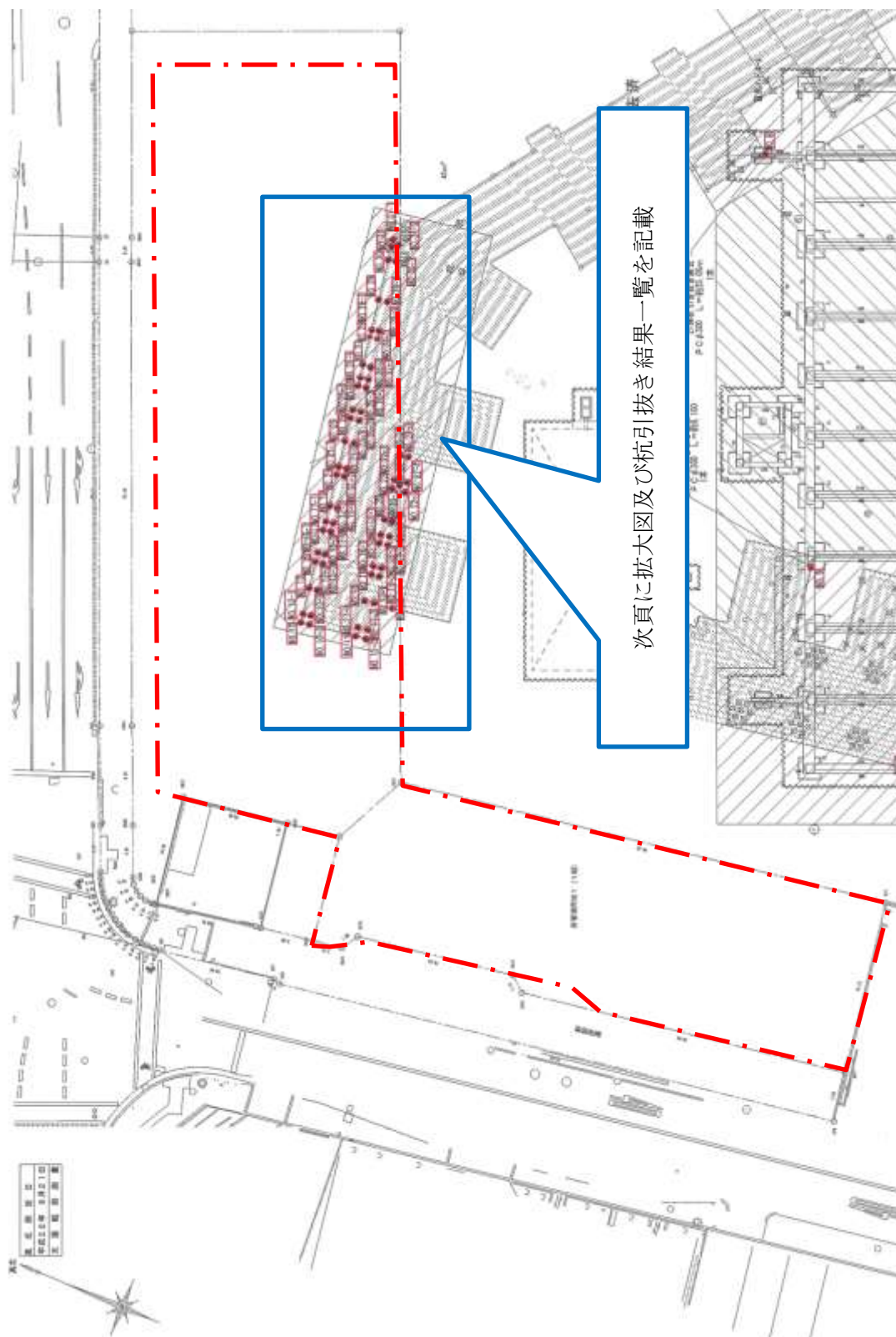


(2) 平面図



(3) 参考図 1

※杭引抜き工事の記録は以下のとおりになります。なお、施工中に破損した杭やその他の残置物等が地中に残っている可能性もあるため、その際は落札者の責任（費用負担含む）において、関係法令を遵守のうえ適切に処置してください。
詳細情報は次頁を参照ください。



※参考図は、過去に実施した府営住宅の撤去工事の成果品をもとに作成しているため、一部の敷地境界線等が現状とは異なります。

(4) 参考図2

※杭引抜き工事の記録は以下のとおりになります。なお、施工中に破損した杭やその他の残置物等が地中に残っている可能性もあるため、その際は落札者の責任（費用負担含む）において、関係法令を遵守のうえ適切に処置してください。
広域図については、前頁を参照ください。



箇所	長さ	径	本数
NO.22	800	0.35φ	1本
NO.22-1	680	0.35φ	1本
NO.22-2	660	0.35φ	1本
NO.22-3	750	0.35φ	1本
NO.22-4	750	0.35φ	1本
NO.24	680	0.3φ	1本
NO.24-1	700	0.3φ	1本
NO.26	750	0.3φ	1本
NO.26-1	700	0.3φ	1本
NO.26-2	670	0.3φ	1本
NO.26-3	750	0.3φ	1本
NO.27	760	0.35φ	1本
NO.27-1	730	0.35φ	1本
NO.28	700	0.3φ	1本
NO.28-1	720	0.3φ	1本
NO.28-2	690	0.3φ	1本
NO.28-3	660	0.3φ	1本
NO.29	680	0.35φ	1本
NO.29-1	750	0.35φ	1本
NO.30	450	0.3φ	1本
NO.30-1	500	0.3φ	1本
NO.31	550	0.3φ	1本
NO.31-1	480	0.3φ	1本
NO.31-2	560	0.35φ	1本

箇所	長さ	径	本数
NO.16-1	720	0.3φ	1本
NO.16-2	660	0.3φ	1本
NO.16-3	670	0.3φ	1本
NO.16-4	840	0.35φ	1本
NO.18	700	0.3φ	1本
NO.18-1	640	0.3φ	1本
NO.18-2	750	0.3φ	1本
NO.18-3	760	0.3φ	1本
NO.19	760	0.3φ	1本
NO.19-1	740	0.3φ	1本
NO.20	800	0.35φ	1本
NO.20-1	790	0.35φ	1本
NO.21	760	0.3φ	1本
NO.21-1	670	0.3φ	1本
NO.21-2	750	0.3φ	1本
NO.21-3	750	0.3φ	1本
NO.23	680	0.35φ	1本
NO.23-1	720	0.35φ	1本
NO.25	780	0.35φ	1本
NO.25-1	780	0.35φ	1本
NO.25-2	760	0.35φ	1本
NO.25-3	660	0.35φ	1本

箇所	長さ	径	本数
NO.10	740	0.35φ	1本
NO.10-1	740	0.35φ	1本
NO.10-2	760	0.35φ	1本
NO.10-3	730	0.35φ	1本
NO.11	780	0.3φ	1本
NO.11-1	600	0.3φ	1本
NO.11-2	760	0.3φ	1本
NO.11-3	810	0.3φ	1本
NO.12	790	0.3φ	1本
NO.12-1	750	0.4φ	1本
NO.14	890	0.35φ	1本
NO.15	730	0.35φ	1本
NO.15-1	710	0.35φ	1本
NO.15-2	720	0.35φ	1本
NO.15-3	710	0.3φ	1本
NO.17	720	0.3φ	1本
NO.17-1	680	0.3φ	1本
NO.17-2	880	0.3φ	1本
NO.17-3	740	0.3φ	1本
NO.13	720	0.35φ	1本
NO.13-1	730	0.35φ	1本
NO.16	660	0.3φ	1本

【杭引抜き結果一覧】

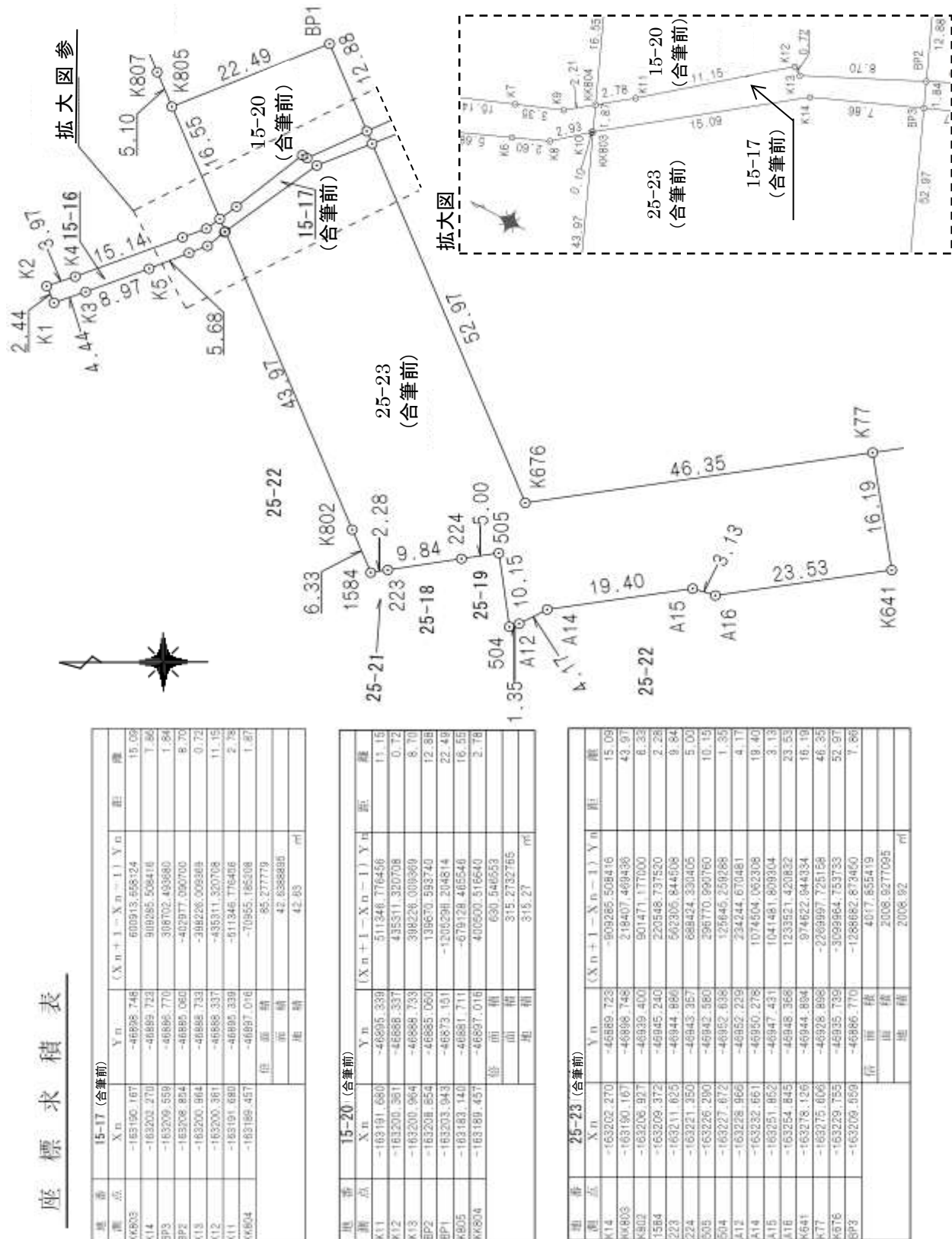
(6) 参考資料 1

※残置物等については、新たに発見される可能性もあるため、その際は落札者の責任（費用負担含む）において、関係法令を遵守のうえ適切に処置してください。
試掘調査位置図については、前頁を参照ください。

掘削No. (位置)	埋 設 物	サイズ (m)	埋設深さ (cm)
① 平面 2.0m角(底盤) × 深さ 2.5m	無し		
② 平面 2.0m角(底盤) × 深さ 2.5m	無し		
北面側（東西線） トレンチ掘削 50.0m 幅 0.5m × 最大深さ 1.0m	硬化した地盤改良 と推測されるもの ※一部掘削困難	L = 約 20.0m ※試掘調査位置図参照	約 26.0cm (想定厚さ 約 23.0cm)
北面側（南北線） トレンチ掘削 15.8m 幅 0.5m × 最大深さ 1.0m	硬化した地盤改良 と推測されるもの ※一部掘削困難	L = 約 15.8m ※試掘調査位置図参照	約 25.0cm (想定厚さ 約 23.0cm)
西面側（南北線） トレンチ掘削 40.0m 幅 0.5m × 最大深さ 1.0m	硬化した地盤改良 と推測されるもの ※一部掘削困難	L = 約 36.5m ※試掘調査位置図参照	約 15.0cm (想定厚さ 約 15.0cm)
西面側（東西線） トレンチ掘削 11.6m 幅 0.5m × 最大深さ 1.0m	硬化した地盤改良 と推測されるもの ※一部掘削困難	L = 約 10.6m ※試掘調査位置図参照	約 38.0cm (想定厚さ 約 19.0cm)

(7) 丈量図

※事業用地は堺市中区宮園町15-17、15-20、25-23の3つの用地を合筆しています。
合筆後の丈量図（求積図）はないため、以下の合筆前の資料を参照ください。



6 府有財産売買契約書（案）

府有財産売買契約書（案）

売払人 大阪府（以下「甲」という。）と買受人 ●●（以下「乙」という。）は、令和7年度府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。

※買受人「乙」が共同入札による落札者である場合は、前文の末尾に次の一文を追記する。

「なお、乙の各々は本件にかかる債務を連帯して負い、かつ、記載順位第一位の者が、甲への債務の一切を代表する。」

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、末尾「物件の表示」記載のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金***, ***, ***円とする。

（支払方法）

第4条 乙は、前条に定める売買代金をこの契約締結と同時に、甲が発行する納入通知書等により、甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記嘱託）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転したものとする。

2 甲は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後、その所有権移転の登記及び第18条に定める買戻特約の登記を嘱託するものとする。

3 乙は前項の登記に必要な書類等を予め甲に提出するものとする。

（物件の引渡し）

第6条 甲は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転したことをもって現状有姿のまま売買物件を乙に引渡ししたものとする。

（契約不適合責任）

第7条 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件の数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、甲が知りながら告げなかった内容及び乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

(土地利用条件)

第8条 乙は、売買物件を「共同住宅」など、[末尾添付] 土地利用条件（１）に定める用途等（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

2 乙は、「[末尾添付] 土地利用条件」を遵守しなければならない。

3 乙は、事業の着手に先立ち、前項に定める土地利用条件に適合していると甲の確認を受けた土地利用計画について、計画を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、この契約締結の日から、５年以内に売買物件を指定用途に供しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、乙が甲と協議し、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

5 乙は、売買物件を前項に基づき指定用途に供した日から１０年間引き続き指定用途に供しなければならない。

(公害等の防止)

第9条 乙は、電波障害、騒音、風害及び日照阻害等の防止に留意するとともに、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

(上下水道等)

第10条 乙は、上・下水道、電気、ガス及び電話等の供給を受ける際は、各々の供給者及び管理者等と協議の上、自らの負担により責任を持って工事等を行わなければならない。

(地元協議等)

第11条 乙は、工事等に先立ち、関係機関及び近隣住民等地元関係者との協議、調整等を自らの責任で行わなければならない。

(権利義務の設定等)

第12条 乙は、売買物件について、第8条第1項に定める利用のため、この契約締結の日から指定用途に供すべき期間が満了するまでの間、自己の居住の用に供する者に譲渡する場合を除き、地上権、質権、賃借権その他使用収益を目的とする権利の設定、又は売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をしてはならない。ただし、指定用途の実現に支障をきたすなど、やむを得ない事由が生じた場合で、乙が理由を付した書面をもって甲と協議し、甲の承諾を得たときはこの限りでない。なお、乙が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する建築確認又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発許可（以下「開発許可」という。）を受けた後に販売活動を行うことを甲は妨げない。

2 前項の規定に関わらず、共有者である乙の間においては、共有物の分割、所有権の移転等または合併を行うことができる。

3 乙は、この契約締結の日から売買物件を指定用途に供すべき期間が満了するまでの間、第三者によって売買物件に抵当権又は根抵当権以外の担保権を設定させようとするときは、甲の承諾を得なければならない。

- 4 乙が第三者に権利を継承する場合は、乙は、第8条に定める内容を、その者に履行させなければならない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第13条 乙は、売買物件をこの契約締結の日から売買物件を指定用途に供すべき期間が満了するまでの間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。

(実地調査及び報告義務)

第14条 甲は、乙が売買物件を指定用途に供するまでの間、売買物件について随時その使用状況を実地に調査できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

2 甲は、乙が売買物件を指定用途に供するまでの間、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

3 乙は、売買物件を指定用途に供するまでの間、売買物件に関して次のいずれかに該当するときは、その都度、甲にその状況を速やかに報告しなければならない。また、乙が自ら開発行為や建築物の建築を行わない場合も、乙は、次の各号について甲にその状況を報告するものとする。なお、状況を報告する際は、乙は、証書等の写しを甲に提出しなければならない。

(1) 開発許可を受けたとき

(2) 都市計画法第36条第2項の規定による開発許可の内容に適合している旨の検査済証の交付を受けたとき

(3) 建築基準法第7条の3又は第7条の4の規定による工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合する旨の建方工事に係る工程の中間検査合格証(以下「中間検査合格証」という。)の交付を受けたとき

(4) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による計画の建築物及び敷地の建築基準関係規定に適合する旨の検査済証の交付を受けたとき

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る。)にて、ZEH水準であることが記載されている証書等の交付を受けたとき

(違約金)

第15条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求によりそれぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第8条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の3割)円

(2) 第12条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の3割)円

(3) 第13条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の3割)円

- (4) 第16条第1項第1号から第3号、第7号及び第2項各号に該当することが判明したときは、金（売買代金の3割）円

2 前項の違約金は第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第16条 甲は、乙が売買物件を指定用途に供するまでの間に次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、催告の上、この契約を解除することができる。ただし、第6号においては、乙が売買物件を指定用途に供すべき期間が満了するまでの間とする。

- (1) 実施要領で定める参加資格を偽る等、不正な行為によりこの契約を締結したとき
- (2) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続き開始の申立て（自己申立てを含む。）等があったとき
- (3) 法人が合併され、又は解散した場合で、甲と乙の協議によってもこの契約に定める義務が履行される見込みがないとき
- (4) 第8条（土地利用条件）第1項から第4項のいずれかの定めに違反したとき
- (5) 第12条（権利義務の設定等）の定めに違反したとき
- (6) 第13条（公序良俗に反する使用等の禁止）の定めに違反したとき
- (7) 前各号のほか、この契約に定める義務を履行しないとき

2 前項に定めるもののほか、甲は、乙が次のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に事実的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（買戻しの特約）

第17条 甲は、前条に該当するときは、売買物件を買戻すことができる。

2 前項の期間は、この契約締結の日から10年間とする。

（買戻しの登記）

第18条 甲及び乙は、この契約に基づく所有権移転登記と同時に、前条第1項に定める買戻特約の登記を行う。

(買戻しの登記の抹消)

第19条 乙は、建築物の用途が「共同住宅」又は「共同住宅との複合施設」であり、次の各号のひとつに該当する場合で、第17条に定める買戻しの特約を解除する必要があるときは、次項に定める書面をもって甲に申請し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 開発許可を受けた開発行為において公共施設の用に供する土地を帰属するとき
- (2) 開発許可にかからない場合にあつて公共施設の用に供する土地について寄付等をするとき
- (3) 建築基準法第7条の3又は第7条の4の規定による工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合する旨の建方工事に係る工程の中間検査合格証の交付を受けたとき

2 前項の書面は次の各号のとおりとする

- (1) 前項第1号に該当する場合 都市計画法第35条第2項の規定による開発許可の通知の写し、開発許可を受けた際の土地利用計画図、帰属する土地の登記事項全部証明書及び地積測量図
- (2) 前項第2号に該当する場合 寄付することを証する書類、寄付する土地の登記事項全部証明書及び地積測量図
- (3) 前項第3号に該当する場合 中間検査合格証の写し
- (4) 公図（法務局の証明原本）
- (5) 現場状況写真
- (6) 前各号に加え、第8条の土地利用条件を満たしていることを確認するために必要な書類

3 乙が第1項の買戻し特約の解除の承認を受けた場合は、甲は第17条第2項に定める買戻しの期間満了前であっても買戻特約を抹消するものとする。ただし、第1項第1号もしくは同第2号に該当する場合にあつては、帰属もしくは寄付等をする土地についてのみ買戻特約を抹消するものとする。

(返還金等)

第20条 甲は、甲が第16条の定めによりこの契約を解除したとき（以下「契約を解除したとき」という。）は、乙が第21条に定める義務を完全に履行した後、乙が第3条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息は付さない。

2 甲が契約を解除したときは、乙は自らが負担した契約に要した費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

(原状回復)

第21条 乙は、甲が契約を解除したときは、甲の指定する期日までに次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 売買物件について設定された抵当権、その他売買物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。
- (2) 売買物件を甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。
なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

- (3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去し、売買物件を第6条の引渡し時の原状に復して返還すること。ただし、甲が引渡し時の原状に復する必要がないと認めたときは、乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。
- 2 前項第3号ただし書により、売買物件を返還したときは、売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。
- 3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(使用料相当損害金)

第22条 乙は、甲が契約を解除したときは、次の各号に定める使用料相当額損害金を甲に支払わなければならない。この場合の使用料相当額は、大阪府公有財産規則第33条第1項第1号イにより算出した額とする。この場合において、同号の規定中「当該土地の価額」とあるのは「第3条に定める売買代金」、「貸し付ける」とあるのは「売却する」と読み替えるものとする。

- (1) 第6条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲がこの契約の解除又は買戻権の行使を通知した日までの間の使用料相当額
- (2) 甲がこの契約の解除又は買戻権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

(損害賠償)

第23条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第15条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(第三者に生じた損害の責任)

第24条 甲が第16条に基づきこの契約を解除したとき及び第17条第1項に基づき売買物件を買戻したとき、これにより乙又は第三者に損害が生じても甲はその責任を負わない。

(返還金の相殺)

第25条 甲は、第20条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第15条第1項に定める違約金
- (2) 第21条第1項第2号に定める登記費用等
- (3) 第21条第3項に定める損害賠償金
- (4) 第22条に定める使用料相当損害金
- (5) 第23条に定める損害賠償金
- 2 前項の規定は、第17条第1項の規定により、売買物件を買戻す場合に準用する。

(費用の負担)

第26条 次に掲げる費用は乙の負担とする。

(1) この契約の締結に要する費用

(2) 売買物件の所有権移転登記及び買戻権の設定登記並びに抹消登記に要する費用

(収益の帰属、負担金の分担)

第27条 売買物件から生ずる収益の帰属及び各種負担金等の負担については、引渡日の前日までの分を甲が、引渡日以降の分を乙が、それぞれ分担する。

(法令等の規制の遵守)

第28条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第29条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第30条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大 阪 府
代 表 者 大阪府知事 ○○ ○○ 印

乙 所 在 地

名 称 印

所 在 地

名 称 印

※買受人「乙」が共同入札による落札者である場合は、次の共有持分割合の表を追記する

乙の共有持分割合

買 受 人 名 称	持分割合

物 件 の 表 示（物件番号1）

所 在	地 番	地 目	公簿面積（㎡）	実測面積（㎡）
堺市中区宮園町	15 番 17	宅地	2,366.83	2,366.83

公有財産台帳に記載の数値等である。

[末尾添付] 土地利用条件

事業用地の開発にあたっては、良好な住まいとまちづくりを実現するために、周辺環境と調和の取れた景観の形成、環境やバリアフリー、防犯・防災等の安全などに配慮するとともに、以下について遵守しなければならない。

(1) 用途等

ア 建築物の用途は、当該地の用途地域に建築できるもののうち、以下の(ア)から(キ)のいずれか（複数の用途による複合可）とすること。

(ア) ファミリー向け住戸を中心とした共同住宅

各戸の専有面積が40㎡以上であり、55㎡以上でかつ居室が2以上のものが全体戸数の5割以上であること。

(イ) 分譲戸建て住宅

(ウ) 介護保険法第8条に規定する居宅サービス事業又は同法第8条の2に規定する介護予防サービス事業を提供する訪問介護、デイケア、ショートステイ等の福祉施設

(エ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第2項から第7項に規定する保育所等の施設

(オ) 日用品や生活必需品の物品販売等を行う小売店舗

(カ) 医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設

(キ) 飲食店

イ ZEH水準の省エネ住宅（共同住宅の場合はZEH-M Oriented、戸建て住宅の場合はZEH Orientedに求められる基準以上）とすること。

(2) 工事に関する事項

工事に際しては、関連法規をはじめ以下の事項を遵守すること。

ア 工事に先立ち、計画内容等の地元説明を行うとともに、工事中の現場対応のため責任者と連絡先を明記した工事管理体制表を作成すること。

イ 工事中は、特に騒音、振動を抑えるよう配慮して作業を行い、万一、周辺の家屋等に損害を与えた場合は、補償等の適切な対応を行うこと。

ウ 事業用地に近接する小学校、保育所等には、工事にあたって事前に説明を行うこと。また、工事車両の通行等にあたっては、十分な安全対策を講じるとともに、歩行者を優先して交通誘導を行うこと。工事車両が集中しないよう配慮すること。

(3) その他

- ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく性能表示について、住宅購入者に制度の内容を説明し、購入者の希望に応じて、指定住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けること。
- イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）等の関連法規並びに堺市開発行為等の手続に関する条例や堺市宅地開発等に関する指導基準のほか、大阪府や堺市の各種条例・要綱等を遵守すること。
- ウ 事業用地の開発にあたっては、都市計画法第29条の規定に基づき開発行為の許可を受けること。
- エ 落札者の土地利用計画図の提出にあつては、事前に堺市開発調整部建築安全課並びに宅地安全課及び堺市建設局土木部土木監理課ほか関係者と協議したうえで作成したものとする。

7 提出書類の様式・記入例

令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）に関する質疑書

令和 年 月 日

質疑者名称 (法人名及び代表者名)	
住所	
担当部署及び 担当者	担当部署： 担 当 者：
連絡先	T E L： E-mail：

このたび、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）において、下記事項について質問がありますので提出いたします。

記

頁	項目	内容

《記入例》

令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）に関する質疑書

令和 年 月 日

質疑者名称 (法人名及び代表者名)	株式会社〇〇不動産 代表取締役 施 保 一 郎
住所	大阪府中央区〇〇町1-2-4
担当部署及び 担当者	担当部署：〇〇部 〇〇課 担 当 者：施 保 二 郎
連絡先	T E L：(〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇 E-mail：〇〇.co.jp

このたび、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）において、下記事項について質問がありますので提出いたします。

記

頁	項目	内容
4	3(2)ウ	~~~~
7	4-1(1)ア(オ)	~~~~

府使 用欄	受付
----------	----

府使 用欄	番号
----------	----

令和 年 月 日

令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）

入 札 参 加 書

下記の府有地の売払一般競争入札に、本件要領等を承知のうえ参加します。

大 阪 府 知 事 様

申 込 者 住 所（〒 ー ）

名 称
（法人名及び代表者名）

電話番号 （ ） ー

【共同入札者の場合】

上記申込者と共同で事業に参加するにあたり、上記申込者を代表事業者とします。

共同入札者 住 所（〒 ー ）

名 称
（法人名及び代表者名）

共同入札者 住 所（〒 ー ）

名 称
（法人名及び代表者名）

記

物件 番号	所 在 地	入 札 日 時
1	堺市中区宮園町15番17	令和7年12月9日（火） 午前10時00分受付開始、 午前10時30分受付締切り

※共同入札者の場合、申込者の欄に共同入札者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う代表事業者を、共同入札者の欄に代表事業者を除く他の共同入札者をそれぞれ記入してください。

《記入例》

府使 用欄	受付
----------	----

府使 用欄	番号
----------	----

令和 ○年 ○月 ○日

申込日

令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）

入 札 参 加 書

下記の府有地の売払一般競争入札に、本件要領等を承知のうえ参加します。

大 阪 府 知 事 様

申 込 者 住 所（〒000—0000）
大阪市中央区〇〇町1—2—4

名 称 株式会社〇〇不動産
（法人名及び代表者名） 代表取締役 施 保 一 郎

電話番号 （〇〇）〇〇〇〇—〇〇〇〇

【共同入札者の場合】

上記申込者と共同で事業に参加するにあたり、上記申込者を代表事業者とします。

共同入札者 住 所（〒 — ）

名 称
（法人名及び代表者名）

共同入札者 住 所（〒 — ）

名 称
（法人名及び代表者名）

記

物件 番号	所 在 地	入 札 日 時
1	堺市中区宮園町15番17	令和7年12月9日（火） 午前10時00分受付開始、 午前10時30分受付締切り

※共同入札者の場合、申込者の欄に共同入札者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う代表事業者を、共同入札者の欄に代表事業者を除く他の共同入札者をそれぞれ記入してください。

令和 年 月 日

入札保証金届出書

整理番号

No.

大阪府知事様

入札者
住所

名称
〔 法人名 〕
〔 代表者名 〕

下記の金額を、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）に係る事業用地（物件番号1）売払一般競争入札の入札保証金として納付しました。

記

入札保証金	¥
-------	---

（納付した入札保証金の金額を記入してください。）

上記物件を落札した場合は、入札保証金を売買代金に充当（してください・しないでください）。落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。なお、入札終了後、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	銀行（金庫）	支店
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他（ ）	
口座番号		
口座名義人 氏 名	(フリガナ)	

「納付書・領収証書」の写しを裏面に貼付してください。

《記入例》

令和 ○年 ○月 ○日

入札日

整理番号

No.

入札保証金届出書

大阪府知事様

入札者

住所

大阪府中央区〇〇町1-2-4

名称

〔法人名
代表者名〕

株式会社〇〇不動産

代表取締役 施保一郎

金融機関で振り込んだ
入札保証金の額を記入

下記の金額を、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第○期）に係る事業用地（物件
番号1）売払一般競争入札の入札保証金として納付しました。

記

入札保証金	¥2,470,000-
-------	-------------

入札保証金を売買代金
に充当するか選択

（納付した入札保証金の金額を記入してください。）

上記物件を落札した場合は、入札保証金を売買代金に充当（してください、しないでください）。
落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振
り込んでください。なお、入札終了後、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	〇 〇 銀行（金庫） △ △ 支店
預金の種目	<u>普通預金</u> ・ 当座預金 ・ その他
口座番号	0000000
口座名義人 氏 名	（フリガナ）カブシキガイシャ マルマルフドウサン 株式会社 〇〇不動産

還付口座は、入札者と同一
名義の口座とします。

「納付書・領収証書」の写しを裏面に貼付してください。

入 札 書

大 阪 府 知 事 様

入 札 者

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名)
(代表者名)

物件番号	物 件 の 所 在 地
1	堺市中区宮園町15番17

金額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺

令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札(第2回)実施要領に記載された事項を承知の上、上記のとおり入札します。

注 意

- 1 黒または青のボールペンでご記入ください。
- 2 金額は、アラビア数字で記載し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 3 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙に書きなおしてください。
- 4 一度提出した入札書の訂正・取り消しはできません。

入 札 書

大 阪 府 知 事 様

入 札 者

住 所 大阪市中央区〇〇町１－２－４
(所在地)

氏 名 株式会社〇〇不動産
〔 法人名 〕 代表取締役 施 保 一 郎
〔 代表者名 〕

物件番号	物 件 の 所 在 地
1	堺市中区宮園町15番17

金額	千 億	百 億	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	壺
			¥	1	2	3	4	5	0	0	0	0

令和 7 年度 府営住宅用地活用事業（第 2 回）入札（第 2 回）実施要領に記載された事項を承知の上、上記のとおり入札します。

注 意

- 1 黒または青のボールペンでご記入ください。
- 2 金額は、アラビア数字で記載し、最初の数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 3 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙に書きなおして下さい。
- 4 一度提出した入札書の訂正・取り消しはできません。

・「¥マーク」を記入すること
・金額欄の訂正、桁間違いなどは無効になります。
ご注意ください。

令和 年 月 日

委 任 状

私は、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）に参加するにあたり、
下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

- 1 委任する権限
事業用地売払一般競争入札に関する一切の権限
- 2 代 理 人
住 所
氏 名

入札者
住 所
氏 名

印
(印鑑登録印)

(注) 次の場合は、委任状を提出してください。

- 1 法人の場合で、当日出席する者の社員証（写真付）がない場合
- 2 個人の場合で、本人が当日出席できない場合

《記入例》

令和 ○年 ○月 ○日

委任状

記入した日付を記入してください。

私は、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）に参加するにあたり、
下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

事業用地売払一般競争入札に関する一切の権限

2 代理人

住 所 大阪市北区〇〇町1-2

氏 名 天 満 花 子

入札者

住 所 大阪市中央区〇〇町1-2-4

氏 名 株式会社〇〇不動産

代表取締役 施保一郎

EP

~~(印鑑登録印)~~

印鑑登録印を忘れずに！

(注) 次の場合は、委任状を提出してください。

- 1 法人の場合で、当日出席する者の社員証（写真付）がない場合
- 2 個人の場合で、本人が当日出席できない場合

誓 約 書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府知事 様

令和 年 月 日

申込者

住 所
(所在地)
フリガナ
氏 名
(法人名)
(代表者名)
生年月日

共同入札者

住 所
(所在地)
フリガナ
氏 名
(法人名)
(代表者名)
生年月日

《記入例》

誓 約 書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

該当する方を○で囲む

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	☒ はい・ ☐ いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	☒ はい・ ☐ いいえ
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	☒ はい・ ☐ いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	☒ はい・ ☐ いいえ

大阪府知事 様

記入した日付を記入してください。

令和 ○年 ○月 ○日

申込者

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

法人の場合は法人名と代表者名のフリガナを記入してください。

大阪府中央区○○街2-4

株式会社○○不動産

代表取締役 施保 一郎

昭和60年4月1日

共同入札者

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

入札参加書に記載の共同入札者全員の氏名等を記入してください。

代表者の生年月日を記入してください。

令和 年 月 日

入札辞退届

大阪府知事 様

住 所
(所在地)

氏 名
〔 法人名 〕
〔 代表者名 〕

私は、令和 7 年度府営住宅用地活用事業一般競争入札（第 2 回）物件番号 1 に参加するため、令和
年 月 日に入札参加書を提出しましたが、入札を辞退いたします。

(添付書類) 交付済（申込み受付の処理がなされたもの）の入札参加書

《記入例》

令和 年 月 日

記入した日付を記入してください。

入札辞退届

大阪府知事 様

住 所

(所在地)

大阪市中心区〇〇町1-2-4

入札参加書に記載した住所・氏名
(法人の場合は法人所在地・法人
名・代表者名)を記入してください。

氏 名

〔法人名〕
〔代表者名〕

株式会社〇〇不動産

代表取締役 施保 一郎

私は、令和7年度府営住宅用地活用事業一般競争入札(第2回)物件番号1に参加するため、令和〇年〇月〇日に入札参加書を提出しましたが、入札を辞退いたします。

入札参加書をメールした日付を記入してください。

(添付書類) 交付済(申込み受付の処理がなされたもの)の入札参加書

令和 年 月 日

入札辞退届 兼 入札保証金還付依頼書

大阪府知事 様

住 所
(所在地)

氏 名
〔 法人名 〕
〔 代表者名 〕

私は、令和 7 年度府営住宅用地活用事業一般競争入札（第 2 回）物件番号 1 に参加するため、令和 年 月 日に入札保証金として、金 円を納付しましたが、入札を辞退するとともに、上記入札保証金の還付を依頼します。

上記入札保証金の入金を確認後、下記の預金口座に返金をお願いいたします。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	銀行（金庫）	支店
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他（ ）	
□ 座 番 号		
□座名義人 氏 名	(フリガナ)	

- (添付書類) 1 納付書・領収証書（金融機関の領収印のあるもの）の写し
2 交付済（申込み受付の処理がなされたもの）の入札参加書

記入した日付を記入してください。

入札辞退届 兼 入札保証金還付依頼書

大阪府知事 様

住 所

(所在地)

大阪市中心区〇〇町1-2-4

入札参加書に記載した住所・氏名
(法人の場合は法人所在地・法人
名・代表者名)を記入してください。

氏 名

法人名

代表者名

株式会社〇〇不動産

代表取締役 施保 一郎

私は、令和7年度府営住宅用地活用事業一般競争入札(第2回)物件番号1に参加するため、
令和〇年〇月〇日に入札保証金として、金2,470,000円を納付しましたが、入札を辞退
するとともに、上記入札保証金の還付を依頼します。

上記入札保証金の入金を確認後、

入札保証金を納付した日付及び納付
した金額を記入してください。

します。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	〇 〇 銀行(金庫) △ △ 支店
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他()
口座番号	〇〇〇〇〇〇
口座名義人 氏 名	(フリガナ) カブシキガイシャ マルマルフドウサン 株式会社 〇〇不動産

還付口座は、入札参加書
の申込者と同一名義の口
座とします。

- (添付書類) 1 納付書・領収証書(金融機関の領収印のあるもの)の写し
2 交付済(申込み受付の処理がなされたもの)の入札参加書

お 問 合 せ 先

【お問合せ先】

大阪府 都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 施設保全課 資産活用グループ

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）26階

26階へは、第2バンク（1・2・6・18～28階）エレベータをご利用ください。

TEL（06）6941-0351（内線 3042、4346）

FAX（06）6210-9750

【大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）へのアクセス】

地下鉄中央線「コスモスクエア」駅下車、南東へ約600メートル

ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅下車、ATCビル直結（約100m）

【大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）周辺案内図】

